

駐車許可制度の改正のお知らせ

平成19年9月28日から、石川県道路交通法施行細則の一部改正により駐車許可手続や通行禁止除外指定車・駐車禁止除外指定車の基準が変更になります。

改正の趣旨

平成18年6月からの放置駐車車両の取締り強化に伴い、駐車許可手続等や駐車禁止除外指定車の対象範囲の全国的統一についての要望や意見が多く寄せられたため、全国的に駐車許可制度や駐車禁止除外指定制度を改正することとなったものです。

駐車許可手続の改正について

(旧) 訪問介護サービス用車両や引越し用貨物自動車等の車両のみに許可



(新) ①対象用務を特定せず、駐車禁止規制の必要性と駐車の必要性との比較により許可を決定します。

②駐車場所から直近の駐車場（駐車可能な場所）までの距離が約100m以上あることが条件になります。（ただし、重量・長大な貨物の積卸しの場合は除く。）

③許可申請書には「車検証の写し」と「駐車場所及びその周辺の見取図」を添付して下さい。

駐車禁止除外・通行禁止除外の対象について

☆ 駐車禁止除外の対象車は、次の歩行困難な方が乗車している車両となりました。

①身体障害者手帳又は戦傷病者手帳保有者で重度障害を有する方（表1のとおり）

②療育手帳保有者で重度障害（A）を有する方

③精神障害者保健福祉手帳保有者で1級の障害を有する方

④小児慢性特定疾患児手帳保有者で色素性乾皮症患者の方

☆ 駐車禁止除外指定の標章は、車両指定交付から本人交付に改めました。

（標章の交付を受けた方が乗車する車両は全て駐車禁止規制の対象から除かれます。）

☆ 通行禁止除外の対象車は、緊急性、公共性等の要件を満たす用務に使用する車両に限定することとなりました。（表2のとおり）

☆ 通行禁止除外指定の標章を掲出している車両は、駐車禁止規制の対象からも除かれます。

- ◆ 駐車許可、駐車禁止・通行禁止除外指定の申請は、各警察署交通課で受け付けます。
- ◆ 規則改正前に交付された標章（許可証）は、有効期限が満了するまで使用できます。
- ◆ 駐車禁止除外標章の交付を受けている方で、改正後の基準（表1）に該当しない方は、施行後3年間は対象者として平成22年9月27日までを有効期限とする新規の標章を交付いたします。

【お問い合わせ先】

石川県警察本部交通部交通規制課 規制第一係
電話 076-225-0110（内線 5173）

表 1

駐車禁止除外の対象となる障害の範囲

手帳種別		身体障害者手帳	戦傷病手帳
障害の区分		障害の級別	重度障害の程度
視覚障害		1級から3級までの各級及び4級の1	特別項症から第四項症までの各項症
聴覚障害		2級及び3級	特別項症から第四項症までの各項症
平衡機能障害		3級	特別項症から第四項症までの各項症
上肢不自由		1級、2級の1及び2級の2	特別項症から第三項症までの各項症
下肢不自由		1級から3級の1までの各級	特別項症から第三項症までの各項症
体幹不自由		1級から3級までの各級	特別項症から第四項症までの各項症
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）	—
	移動機能	1級から2級までの各級	—
心臓機能障害		1級及び3級	特別項症から第三項症までの各項症
じん臓機能障害		1級及び3級	特別項症から第三項症までの各項症
呼吸器機能障害		1級及び3級	特別項症から第三項症までの各項症
ぼうこう又は直腸の機能障害		1級及び3級	特別項症から第三項症までの各項症
小腸機能障害		1級及び3級	特別項症から第三項症までの各項症
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級及び3級までの各級	—

（備考）上記の「障害の区分」欄に掲げる障害を二つ以上有し、その障害の総合の程度が上記「障害の級別」欄に掲げる等級に該当する方も、駐車禁止除外の対象者となります。

表2

通行禁止除外標章交付の対象となる車両

対 象 車 両	備 考
通常郵便物の集配に使用中の車両	郵便小包集配車両は対象外
電報の配達に使用中の車両	電気通信事業法に規定する者のみ対象
一般廃棄物の収集に使用中の車両	産業廃棄物収集車両は対象外
電信、電気、電話、水道、ガスの工事に使用中の車両	
電波監視に使用中の車両	
執行官の強制執行に使用中の車両	
不動産登記官の調査に使用中の車両	
狂犬病予防措置に使用中の車両	
河川パトロール・急傾斜地監視に使用中の車両	
医師の緊急往診に使用中の車両	医師免許保有者のみ対象
放置車両の確認・標章取付に使用中の車両	
患者輸送車・車いす移動車	自動車検査証の「車体の形状」欄で判断
報道機関の緊急取材に使用中の車両	通常の記事行為は対象外